

医療法人社団桜香行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計
画を策定する。

1. 計画期間 平成 30 年 4 月 20 日～平成 33 年 4 月 19 日までの 3 年間
2. 内容

目標 1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など
制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成 30 年 4 月 20 日～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成 30 年 7 月 1 日～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標 2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

<対策>

- 平成 30 年 4 月 20 日～ 管理職へのアンケート調査による実態把握
- 平成 30 年 7 月 1 日～ 研修内容の検討
- 平成 30 年 10 月 1 日～ 研修の実施

目標 3：妊娠中や産休・育休復帰後の社員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 平成 30 年 4 月 20 日～ 相談窓口の設置について検討
- 平成 30 年 9 月 1 日～ 相談員の研修
- 平成 30 年 12 月 1 日～ 相談窓口の設置について社員への周知